

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原 告 134名

被 告 国

証 拠 説 明 書

2017(平成29)年9月21日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二 三 夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁護士 谷 次 郎

| 号証 | 標目 (原本・写しの別) | 作成年月日 | 作成者 | 立証趣旨 | 備考 | |
|----------------|---|-------|------------|------------------|---|--|
| 甲 170 の1 | 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会(ウェブサイトの印刷物) | 写 | | 東電福島原発事故調査・検証委員会 | 東電福島原発事故調査・検証委員会が2012年7月23日に最終報告書を出した事実。 | |
| 甲 170 の2 | 最終報告(資料編)資料 - 1 - 1主要施設、設備の被害状況に関する検証結果報告(抄)(表紙、資料 - 1 - 1表紙、同目次、50頁、135～136頁、216～217頁) | 写 | 2012年7月23日 | 東電福島原発事故調査・検証委員会 | 東電福島原発事故調査・検証委員会の最終報告書資料集において、福島第一原発事故1号機では地震当日中、2号機及び3号機では地震の3日後までには、格納容器またはその周辺部にその閉じ込め機能を損なうような損傷が生じていた可能性が極めて高いという事実が指摘されている事実。 | |
| 甲 171 | 日本経済新聞記事 | 写 | 2017年6月11日 | 日本経済新聞社 | セシウムは気化あるいは水に溶けない微粒子(セシウムボール)として大気中に拡散すること。 | |